

総 室 発 第 30 号
令和 3 年 6 月 25 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、令和元年9月24日に東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請」という。）しておりますが、この度、圧縮減容装置の設置に係る発電用原子炉設置変更許可の申請（以下「後申請①」という。）及び震源を特定せず策定する地震動に係る発電用原子炉設置変更許可の申請（以下「後申請②」という。）をいたしました。

従いまして、既申請と後申請①及び②が重複することになりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請①及び②案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願いいたします。

なお、いずれかの申請の許可後、他の申請に対する補正を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和元年9月24日(総室発第69号)
3. 変更の理由：(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、特定重大事故等対処施設の設置を行う。
(2) 所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。
(3) 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を変更する。

【後申請①案件】

1. 申請書名：東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和3年6月25日(総室発第28号)
3. 変更の理由：圧縮減容装置の設置を行う。

【後申請②案件】

1. 申請書名：東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和3年6月25日(総室発第29号)
3. 変更の理由：実用発電用原子炉及び附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正に伴い、震源を特定せず策定する地震動として、標準応答スペクトルに基づく基準地震動 S_s を追加し、関連する記載の一部を変更する。